

個人サンプラーによる作業環境測定

令和3年4月改正の作業環境測定法施行規則改正に対応しております。

個人サンプリング法の特徴

- 作業者の呼吸面近くで、1日の作業時間を通してサンプリングいたします。
- サンプリング機材は小型、軽量で、作業性を維持しつつ正確に測定することができます。
- 従来の測定法と比較し、より正確な作業者の個人曝露量評価が可能です。
- 作業者の直接の曝露量を評価するため、リスクアセスメントと作業環境測定を一括して実施できます。

個人サンプリング法が導入される作業及び管理物質

溶接業、塗装業のように発生源が一定しない業種及び健康影響が大きい以下の14物質を取扱う業種で先行導入され、事業者様により導入をご判断いただくこととなります。

先行導入物質名	管理濃度	先行導入物質名	管理濃度
ベリリウム	0.001 mg/m ³	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン (MOCA)	0.005 mg/m ³
インジウム化合物	—	重クロム酸およびその塩	0.05 mg/m ³
オルト-フタロジニトリル	0.01 mg/m ³	水銀およびその無機化合物	0.025 mg/m ³
カドミウムおよびその化合物	0.05 mg/m ³	トリレンジイソシアネート	0.005 ppm
クロム酸およびその塩	0.05 mg/m ³	砒素およびその化合物 (アルシンおよび砒化ガリウムを除く)	0.003 mg/m ³
五酸化バナジウム	0.03 mg/m ³	マンガンおよびその化合物 (塩基性酸化マンガンを含む)	0.05 mg/m ³
コバルトおよびその無機化合物	0.02 mg/m ³	鉛およびその化合物	0.05 mg/m ³

個人サンプリング法のための作業者への装着装置(例)

作業者の呼吸面近くに試料採取機器をホルダーで固定し、ミニポンプで1日の作業時間を通してサンプリングいたします。



※画像は柴田科学株式会社様の許諾を得て掲載しています

※ 溶接ヒュームの個人曝露評価についてもご相談ください。熟練の登録・作業環境測定士がデザインいたします。